次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
別表第一　適用区分表（第一条関係）	**別表第一**　適用区分表（第一条関係）
勤務箇所 / 職員 / 調整数	勤務箇所 / 職員 / 調整数
（略） / （略） / （略）	（略） / （略） / （略）
五の二　入国者収容所 / (1)　医師 / 三	五の二　入国者収容所 / (1)　医師 / 三
五の二　入国者収容所 / (2)　薬剤師 / 一	五の二　入国者収容所 / (2)　薬剤師 / 一
五の二　入国者収容所 / (3)　看護師	五の二　入国者収容所 / (3)　看護師
五の三　東京出入国在留管理局 / 医師 / 三	
（略） / （略） / （略）	（略） / （略） / （略）

附　則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の規則九―六の規定は、平成三十一年四月一日から適用する。

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）に基づき、人事院規則九―三〇（特殊勤務手当）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和元年十二月二十五日　人事院総裁　一宮なほみ

人事院規則九―三〇―九七

人事院規則九―三〇（特殊勤務手当）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―三〇（特殊勤務手当）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分があるものは、これを当該傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
（防疫等作業手当）	（防疫等作業手当）
第十二条　防疫等作業手当は、次に掲げる場合に支給する。	**第十二条**　防疫等作業手当は、次に掲げる場合に支給する。
一・二　（略）	一・二　（略）
三　農林水産省に所属する職員が家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第二条に定める家畜伝染病（口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ、低病原性鳥インフルエンザその他人事院の定める家畜伝染病に限る。次号において単に「家畜伝染病」という。）のまん延を防止するために行う家畜のと殺、家畜の死体の焼却若しくは埋却又は畜舎等の消毒の作業に従事したとき。	三　農林水産省に所属する職員が家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第二条に定める家畜伝染病（口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ、低病原性鳥インフルエンザその他人事院の定める家畜伝染病に限る。）のまん延を防止するために行う家畜のと殺、家畜の死体の焼却若しくは埋却又は畜舎等の消毒の作業に従事したとき。
四　農林水産省又は林野庁に所属する職員が家畜伝染病のまん延を防止するために行う作業（前号の作業を除く。）で人事院が定めるものに従事したとき。	（新設）
五　（略）	四　（略）
2　前項の手当の額は、作業に従事した日一日につき、次の各号に掲げる作業の区分に応じ、当該各号に定める額とする。	2　前項の手当の額は、作業に従事した日一日につき、次の各号に掲げる作業の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
一　前項第一号、第二号、第四号及び第五号の作業　二百九十円	一　前項第一号、第二号及び第四号の作業　二百九十円
二　（略）	二　（略）

附　則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の規則九―三〇の規定は、令和元年十月七日から適用する。